

別記様式

隨 意 契 約 結 果 書

件名及び数量	北部国道道路管理技術補助業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局 北部国道事務所長 高良保英 (名護市大北4丁目28番34号)
契約締結日	平成18年 4月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	(社)沖縄建設弘済会 沖縄県浦添市勢理客四丁目18番1号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	70,350,000円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	71,001,000円
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

随意契約理由書

1. 業務名 : 北部国道道路管理技術補助業務

2. 履行場所 : 名護市大北（北部国道事務所）
名護市名護（名護維持出張所）

3. 契約の相手方 : 名称 (社) 沖縄建設弘済会
住所 沖縄県浦添市勢理客4丁目18番1号

4. 隨意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

（1）目的・内容

本業務は、北部国道事務所管内における適正な道路管理を実施するため、道路法その他関係法令に基づき道路管理に関する指導・監督補助及び道路の災害・突発的な事故等や第三者からの道路に関する情報を迅速かつ的確に受信・伝達等連絡を行うものである。

（2）理由

本業務の適性な履行を確保するためには、道路法及び関係諸規定等、各種基準書を熟知し、道路管理の内容及び地域道路状況及び道路管理の内容に精通しているとともに、公平・中立な立場であることが必要不可欠である。

上記の（社）沖縄建設弘済会は、沖縄の建設行政の推進と建設事業の円滑な推進に資し、もって国土開発の発展に寄与することを目的に昭和60年4月1日に設立された公益法人である。

上記法人は、本業務を遂行する上で必要な道路管理業務について、豊富な実績があり、その内容に精通しているとともに、道路管理業務に関する関係法規、諸規定等を熟知した経験豊富な技術者を多数有していることから、円滑かつ適正に本業務を実施できる唯一の機関である。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行い、本業務の円滑な遂行をはかるものである。